越谷市新庁舎建設基本設計業務委託特記仕様書

Ⅰ　業務概要

１．　業務名称　　越谷市新庁舎建設基本設計業務

２．計画施設概要

(1) 施 設 名 称　　越谷市役所　新庁舎

(2) 敷地の場所　　越谷市越ヶ谷四丁目２番１号

(3) 施 設 用 途　　市庁舎

平成 21 年国土交通省告示第 15 号　別添二　第四号　第２類とする。

３．履行期間　　契約日から　　平成３０年３月１５日　まで

４．設計与条件

(1) 敷地の条件

ａ．敷 地 面 積　　15,990.87　　㎡

ｂ．用 途 地 域　　第二種住居地域

ｃ．防 火 地 域　　・防火　　・準防火　　・指定なし

ｄ．地域・地区等　　建築基準法第２２条指定区域

(2) 施設の条件

ａ．施設の延べ面積（計画面積）　　約 16,000 ㎡

【本庁舎 約 13,000 ㎡、（仮称）市民協働ゾーン約 3,000 ㎡】

ｂ．主要構造・階数　　本庁舎　８階地下１階　ＲＣ又はＳ造（免震構造）

（仮称）市民協働ｿﾞｰﾝ３階　ＲＣ又はＳ造（耐震構造）

ｃ．耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1)　構造体　　Ⅰ　　類

2)　建築非構造部材　　Ａ　　類

3)　建築設備　　甲　　類

(3) 建設の条件

ａ．工事費　　約　7,860,000 千円　（解体工事、外構工事費含）

ｂ．建設工期　　越谷市本庁舎建設基本計画（改訂版）の事業スケジュールによる

(4) 設計条件

・本敷地内に市役所本庁舎（既存庁舎の建替）および（仮称）市民協働ゾーンを有する建物（以下「新庁舎」）の基本設計を行う。

・基本設計には意匠(内外装)・構造・電気設備・空気調和設備・給排水

衛生設備および外構整備などの基本設計を含む。
・ＬＣＣを考慮した検討を行うこと。
・構造は、免震構造、制震構造、耐震構造の比較検討を行うこと。
・電気設備、給排水設備は、既存庁舎を含めた検討を行うこと。
・空調設備は、再生可能エネルギーの採用、中間期の負荷の低減、ランニングコストの低減、良好な室内環境の配慮等の検討を行うこと。
・全体の工事工程計画の検討を行うこと。
・建築基準法及び関連法令等の諸条件について整理、検討を行う。

Ⅱ　業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

１．特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

２．管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

・建築士法（昭和 25 年法律　第 202 号）による一級建築士
・建築士法（昭和 25 年法律　第 202 号）による建築設備士

３．設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

ａ．基本設計
・建築（総合）基本設計
・建築（構造）基本設計
・電気設備基本設計
・給排水衛生設備基本設計
・空気調和･換気設備基本設計
・外構基本設計

ｂ．実施設計
・建築（総合）実施設計
・建築（構造）実施設計
・外構（敷地周辺整備を含む）実施設計
・電気設備実施設計
・給排水衛生設備実施設計
・空気調和･換気設備実施設計

(2) 追加業務の内容及び範囲

・ 積算業務

・ 建築積算 （積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

・ 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

・ 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

・ コスト構造改善報告書の作成

・ コスト構造改善検討中間報告書の作成（基本設計業務段階）

・ コスト構造改善検討報告書の作成（実施設計業務段階）

・ 発注者の要求による設計資料等の収集・作成

・ 設計に必要な敷地周辺の現況調査

・ リサイクル計画書の作成

・ 透視図作成（ 鳥瞰図１面、アイレベル１面、内観パース（水彩１面） ）

・ 模型製作 （ ）

・ 日影図作成（ 日影図・等時間図・真北測量 ）

・ 越谷市まちの整備に関する条例による各届出および要請事項に関する確認、調整、協議（書面作成含む ）

・ ~~計画通知申請~~ 建築事前協議（書面作成含む ）

・ 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務
（標識看板の作成及び設置・撤去、設置報告書等の作成・届出、住民説明の実施を含む・上記に伴う調査を含む）

・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務

・ 特定建築物環境配慮計画書提出手続き

・ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成

４．業務の実施

(1) 一般事項

ａ．基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

ｂ．実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。

ｃ．積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

ｄ．指示、報告、承諾、質疑等は、「設計・監理業務委託提出書類集」により書面によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

ａ．業務着手時

ｂ．監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ｃ．その他（　　）

(3) 適用基準等

ａ．共通　（　年　版　等　）

- 官庁施設の基本的性能基準　（　最　新　版　）
- 官庁施設の総合耐震計画基準　（　最　新　版　）
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準　（　最　新　版　）
- 埼玉県環境配慮方針　（　最　新　版　）
- 埼玉県グリーン調達推進方針　（　　）
- 彩の国公共事業コスト構造改善プラン　（　　）
- 埼玉県福祉のまちづくり条例　（　最　新　版　）
- 建設副産物の手引き　（　最　新　版　）
- 埼玉県公共事業景観形成指針　（　　）
- 埼玉県電子納品運用ガイドライン　（　　）
- 彩の国建設リサイクル実施指針　（　　）
- 建築物解体工事共通仕様書　（　最　新　版　）
- その他（　　）　（　　）

ｂ．建築

- 埼玉県建築工事特別共通仕様書　（　最　新　版　）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　（　最　新　版　）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（　最　新　版　）
- 木造建築工事標準仕様書　（　最　新　版　）
- 建築設計基準　（　最　新　版　）
- 建築構造設計基準　（　最　新　版　）
- 建築工事標準詳細図　（　最　新　版　）
- 擁壁設計標準図　（　最　新　版　）
- 構内舗装・排水設計基準　（　最　新　版　）
- その他（越谷市景観計画　）　（　　）

ｃ．建築積算

- 公共建築数量積算基準　（　最　新　版　）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）　（　最　新　版　）
- 営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）　（　最　新　版　）

・ その他（　　）　（　　）

d．設備

・ 建築設備計画基準　（最新版）
・ 建築設備設計基準　（最新版）
・ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書　（最新版）
・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　（最新版）
・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　（最新版）
・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　（最新版）
・ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書　（最新版）
・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　（最新版）
・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　（最新版）
・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　（最新版）
・ 排水再利用・雨水利用システム計画基準　（最新版）
・ 建築設備耐震設計・施工指針　（最新版）
・ 建築設備設計計算書作成の手引　（最新版）
・ 食品ごみ処理設備設計計画指針　（最新版）
・ その他（　　）　（　　）

e．設備積算

・ 公共建築設備数量積算基準　（最新版）
・ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）　（最新版）
・ その他（　　）　（　　）

(4) 設計の点検

受注者は、「設計の点検実施要領」に基づく「設計の点検」について

・ 諮るものとする。
・ 諮らなくてよい。

(5) 貸与資料等

a．既存設計図書等　（電子データの場合のファイル形式等）

・ 既存建築物設計図書一式　（本庁舎　第二庁舎　第３庁舎）
・ 既存工作物設計図書一式　（　　）

b．資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要

貸与場所（　建設部営繕課　　）　貸与時期（　業務着手時　　）
返却場所（　建設部営繕課　　）　返却時期（　業務完了時　　）

(6) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等
・基本設計内容の建築主への説明等

(7) 部分引渡しの指定部分　（ 工事費概算書(外構、既存建物解体費等含）　）
・ 当該指定部分の履行期限（・別途協議による　　）

(8) 成果物の提出場所　　（ 建設部営繕課　　）

(9) 成果物の取扱いについて
提出されたＣＡＤデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

５．成果物、提出部数等

（1）基本設計

成　果　物　等	原図	陽画焼	製本形態	摘要 （A1版以外は特記）
ａ．建築総合				
・建築総合設計図	各１部	（５）部	Ａ３短辺とじ製本	
・仕様概要表				
・仕上表				
・面積表及び求積図				
・敷地案内図				
・配置図				
・平面図（各階）				
・断面図				
・立面図（各面）				
・矩計図（主要部詳細）				
・基本設計説明書	各１部			
・工事費概算書	各１部			
・仮設計画概要書	各１部			
・				
ｂ．建築構造				
・基本構造計画案	各１部			
・構造計画概要書	各１部			
・構造仕様概要書	各１部			
・工事費概算書	各１部			
・				
ｃ．電気設備				
・電気設備計画概要書	各１部			
・仕様概要書	各１部			
・工事費概算書	各１部			
・				
ｄ．給排水衛生設備				
・給排水衛生設備計画概要書	各１部			
・仕様概要書	各１部			
・工事費概算書	各１部			

成　果　物　等	原図	陽画焼	製本形態	摘要 （A1版以外は特記）
ｅ．空気調和・換気設備				
・　空気調和・換気設備計画概要書	各１部			
・　仕様概要書	各１部			
・　工事費概算書	各１部			
・				
ｆ．その他				
・　透視図 （ｱｲﾚﾍﾞﾙ、鳥瞰、内観（水彩））	各１部			
・　日影図	各１部			
・　土地利用計画書（案）	各１部			
（配置計画図、略平面図、略立面図 略断面図及び、提出案の比較検討書）	各１部			
ｇ．資料・提出図書等				
・　各技術資料	一式			
・　~~コスト構造改善検討中間報告書~~	各１部			
・　~~リサイクル計画書~~	各１部			
・　各記録書	一式			
・　ＣＡＤデータ	一式			CD-R等
・				
・				

（注）：建築構造の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

：電気設備、給排水衛生設備及び空気調和・換気設備の成果物は建築総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

：建築総合の設計図は、適宜、追加してもよい。

：原図は、電子データと読み替えることができる。

：ＣＡＤデータの保存形式等については、ＪＷＷおよびＰＤＦ形式とする。

：工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。なお、データの保存形式等については、Ｅｘｃｅｌ形式とする。